

令和4年第4回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和4年4月25日（月） 13時33分開会
13時50分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里

■ 欠席委員

教育委員 : 中村 みゆき

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	紺屋 聖一
教育総務課長兼学校整備室長	上村 圭一郎
学校教育課長	山下 信久
社会教育課長	村元 重夫
歴史文化課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	小吉 建治
指宿商業高等学校事務長	出島 雅彦

■ 会次第

(1) 開会の宣告

(2) 会議成立の宣言

(3) 前回会議録の承認

(4) 会議録署名委員の指名

(5) 教育長の報告

(6) 議事

- ・ 日程第1 報告第3号 指宿市奨学資金条例施行規則及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例施行規則の一部改正について
- ・ 日程第2 議案第27号 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について
- ・ 日程第3 議案第28号 指宿市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

- ・日程第4 議案第29号 指宿市考古博物館時遊館C O C C O橋牟礼運営協議会委員の補欠委員の任命について

- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和4年第4回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、中村委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和4年第3回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、別府委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますので、ご覧ください。

1 項目目でございます。

3月30日、指宿地区安全運転管理協議会による中学校新1年生へのタスキ贈呈がございました。今回は、中学生303名が入学しておりますが、全員にたすきを頂いております。昨年度は、大きな事故はございませんでした。大切な命を守る上でも、今年度も一人ひとりが安全に気をつけ登下校するよう、学校、家庭、地域と連携しながら指導してまいりたいと思います。

2項目目でございます。

3月31日、退職者、転出者、異動者への辞令交付式がございました。教育委員会は学校教育課長、指導主事、校長、そして退職の校長。市の職員につきましては、退職者への辞令をお渡ししたところでございます。

3項目目でございます。

転入者、異動者への辞令を交付いたしました。4月1日、学校教育課長、新任校長、市職員、教育委員会事務局職員、指宿商業高等学校教頭、転入職員、教育委員会新規採用職員にお渡しし、4月4日に、指宿商業高等学校の新規採用職員に辞令をお渡ししたところでございます。

4項目目でございます。

4月に入りまして、2件委嘱状を交付いたしました。4月1日に学校医、4月12日にシルバー美術展実行委員の方々に、委嘱状をお渡ししたところでございます。このシルバー美術展というのは、歴史あるものでありまして、皆様、生き甲斐をもって申し込まれます。企画運営される委員の皆様のご尽力の賜物だということで、お話をさせていただいたところでした。

5・6項目目でございます。

4月4日の午前中は、特別支援教育支援員、AEA研修会。午後から、スクールソーシャルワーカー等研修会がございました。皆さん、学校の運営に大きく関わっていただく方々です。学校内での連携などの説明をさせていただいたところです。

7項目目でございます。

同じく4月4日、市長・議長・教育委員にご出席いただきまして、54名の教職員の宣誓式が厳かな中行われました。指宿市の児童生徒一人ひとりに寄り添っていただけることを願いながら、私のほうで式辞を読ませていただきました。

8項目目でございます。

市立学校の入学式がございました。4月6日は小学校、中学校。4月7日は指宿商業高等学校で入学式が行われましたが、コロナ禍の中、教育委員会からの告示は、書面にて対応させていただいたところでございます。

9項目目でございます。

4月6日、春の全国交通安全運動街頭キャンペーンがございまして、田口田交差点に立たせていただきました。

10項目目でございます。

4月11日、新市民会館の視察に行ってみりました。工事は日程どおり進んでおり、5月に引き渡しの予定であるということの説明がございました。ホワイエなど吹き抜けになっておりますので、明るいイメージでした。供用開始が楽しみであるところでございます。

11項目目でございます。

4月14日、第1回指宿市立小・中・高等学校校長研修会が行われました。市内15校中9校の校長の転入がございました。新しい風が吹くのではないかと期待しているところですが、児童生徒のためにご尽力いただきたいと、お話をさせていただきました。

12項目目でございます。

4月15日、第1回文化財保護審議会が行われました。

13項目目でございます。

4月18日、令和4年度県教育行政説明会が行われました。

14項目目でございます。

4月20日、縣市町村教育長会の役員会がございました。

15項目目でございます。

4月21日・22日、令和4年度から教育委員会に配属になりました職員の面談をさせていただきました。健康第一で、目標を持って取り組むことを願って、お話をさせていただいたところでございます。

以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

6 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、報告第3号、指宿市奨学資金条例施行規則及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第1、報告第3号、指宿市奨学資金条例施行規則及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例施行規則の一部改正について、ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、指宿市奨学資金条例施行規則及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

令和4年4月1日施行の民法の一部を改正する法律による、成年年齢の引き下げに伴い、保護者の定義を見直す、指宿市奨学資金条例及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例の一部改正が、令和4年第1回市議会定例会において可決されたことから、これらの関係規則の所要の改正をしたものであります。

それでは、まず、指宿市奨学資金条例施行規則の一部改正について、4ページの新旧対照表によりご説明いたします。

上の表でございますが、第5条に規定している、「保護者（これに準ずる者を含む。）」を「保護者等（指宿市奨学資金条例第4条の保護者等をいう。）」に改めたものであります。指宿市奨学資金条例第4条の保護者等とは、「学校教育法第16条に規定する保護者又は奨学生が成年に達しているときは、奨学生の父母又はこれに準ずる者をいう。」と定義しております。

続きまして、下の表の指宿市大重・岩崎奨学資金条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。

第5条に規定している、「保護者（これに準ずる者を含む。）」を「保護者等（指宿市大重・岩崎奨学資金条例第4条の保護者等をいう。）」に改めたものであります。

なお、附則において、この規則は令和4年4月1日から施行することとしたところであります。

以上で、報告を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1，報告第3号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第2，議案第27号，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第2，議案第27号，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は，令和4年4月1日付けの人事異動により，学校給食センター所長が指宿学校給食センター管理係長を兼任することになったことから，業務の実情に合わせるため，この規則の所要の改正をしようとするものであります。

それでは，主な改正内容について，新旧対照表によりご説明いたしますので，7ページをご覧ください。

別表第3に規定する，「学校給食センター内事務における庶務に関すること」を，指宿学校給食センター管理係の分掌事務に改め，併せて，第37条第1項に規定する係の順番を改めようとするものであります。

なお，附則において，この規則は令和4年5月1日から施行することとしております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対して，ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

日程第2，議案第27号については，提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第2，議案第27号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3，議案第28号，指宿市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第3，議案第28号，指宿市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の8ページをご覧ください。

指宿市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めらるるものであります。

本案は、令和4年4月10日に開催された山川地域の町区区民総会において、集落の合併が決定されたことに伴い、指宿市立小学校及び中学校の通学区域を改正しようとするものであります。

それでは、改正の内容について、新旧対照表によりご説明いたしますので、10ページをご覧ください。

別表中、山川小学校区の欄に規定する「1区西，1区東，2区西，2区東，3区西，3区東，4区西，4区東，5区西，5区東」を「1区，2区，3区，4区，5区」に改めるものであります。これにより、山川中学校区も同様に改めるものであります。

なお、附則において、この規則は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3，議案第28号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第3，議案第28号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第4，議案第29号，指宿市考古博物館時遊館COCO橋牟礼運営協議会委員の補欠委員の任命についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第4、議案第29号、指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会委員の補欠委員の任命について、提案のご説明を申し上げます。

資料の11ページをご覧ください。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例第13条第3項の規定に基づき、指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会委員の補欠委員を次のとおり任命したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会の委員は、令和3年4月27日から令和5年4月26日までの2年間を任期とし、7名を任命しておりますが、そのうち選出区分、学識経験者で指宿商業高等学校教諭の戸田幸治氏が、申し出により令和4年3月31日をもって辞任されたところであります。

このため、後任として、選出区分、学校教育の関係者で、指宿商業高等学校教諭の内田早紀氏を任命するものでございます。

なお、補欠委員の任期につきましては、指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例第13条第4項の規定により、「前任者の残任期間とする」と規定されていることから、令和4年4月25日から令和5年4月26日までとするものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

後任の内田先生の担当教科を教えてください。

(上齋課長)

歴史が専門であると聞いております。

(福富委員)

前任の戸田先生は、学識経験者とありますが、何か特に優れた知見がおありなのか教えてください。

(上齋課長)

戸田先生につきましては、指宿商業高等学校の商業科の先生でありまして、特にマーケティングについて造詣が深い方でした。それで、学校教育のほうよりも、学識経験者ということで、前回はお願いしたところでした。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4，議案第29号については、提案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第4，議案第29号は、提案のとおり同意することといたします。

以上で、本日、予定されていた議案等については、全て終了いたしました。

7 その他

(吉元教育長)

これより、その他に入ります。

何かございませんか。

(なしの声)

8 閉会の宣告

(吉元教育長)

以上で、令和4年第4回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。